

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	広報広聴課

契約業者名・住所	東京都品川区南大井 6 丁目 2 6 番 3 号 株式会社日立社会情報サービス エンタープライズサービス営業部 部長 板坂 治
工事等の名称	ホームページ作成管理システムのサービス利用契約
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託契約
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	総額 6, 5 4 5, 2 2 0 円（消費税額を含む）
工事等の概要	ホームページ作成管理システムのサービス利用 （クラウド型サービスの提供および保守管理、CMS 環境の保守管理）
随意契約の理由	現在のホームページ作成管理システムに当たっては、株式会社日立社会情報サービスが本市向けに構築したものであるが、初期費用の支払いは平成 30 年 11 月 30 日をもって完了し、以降は大幅に少ない費用で運用している。他の業者が同等のシステムを構築する場合、新たに莫大な初期費用と構築期間が必要になることから、他社が同等以下の費用及び納期で実施するのは不可能である。 現行システムにおいて大きな問題は発生していない上、安定した保守管理を継続できることから、株式会社日立社会情報サービスは本業務を履行させるのに最も適した業者であるといえる。 従って、本事業については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。